

## 一般事業主行動計画(第2回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、そのすべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日 ~ 平成26年3月31日

## 2. 内容

目標1	計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。	
	男性社員・・・	計画期間中に1人以上取得すること
	女性社員・・・	取得率を80%以上にする
<対策>	平成24年7月～	仕事と育児の両立タイムテーブル作成。 社内食堂の掲示板に掲示し、全社員メールと社内広報にて周知。

目標2	所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定・実施。	
<対策>	平成23年4月1日～	ノー残業デーの取得率の算出と、目標設定 各部署へノー残業デーの設定を奨励。設定日の確認。

目標3	社員の家族が、社員が働いているところを見学する「家族参観日」の実施。	
<対策>	平成23年9月	社内にて実施計画策定
	平成23年10月	家族の働いているところを見学できる工場見学を実施。 家族も一緒に参加できるバーベキュー大会を実施。
	平成24年10月	上記内容で、年1回の実施。
	平成25年10月	上記内容で、年1回の実施。

目標4	労働者がこどもの看護休暇についてより利用しやすい制度の導入。	
<対策>	平成23年6月	時間短縮勤務を適用している社員の子の看護休暇の扱いについて、 すべての日数を時間取得できるように規則を変更します。 ・付与された休暇日数はそのまま ・すべての日数を時間取得ができる(上限なし)、時間換算は1日8時間とする ・取得時間については、1日を短縮時間とする(たとえば6時間勤務の場合は、1日=6時間分の消化と換算する)

目標5	トライアル雇用の導入。	
<対策>	トライアル雇用の受け入れを継続。	